

第 58 回 独立委員会セミナーメモ

2017.7.5 板垣隆夫

■日程:7月5日(水) 14:30~17:00 文京区民センター3F 3-C会議室

■『セイクレスト事件の意義と課題』 塩野山下法律事務所所長一塩野隆史弁護士

【板垣コメント&質問】

＜はじめに～経緯＞

- ・昨年7月監査実務研究会「セイクレスト事件判決をどう受け止めるか～実務家の立場からの疑問」
- ・当事者をお招きして議論を深めたい

＜総括質問＞

まさにこれから起こり得るであろう企業有事(クライシスマネジメント)において、監査役は何をなすべきかを率直かつ真摯な意見交換を通して、共に考えていくという建設的な場としたい。

1. 木を見て森を見ない判決ではないか？

- ・本判決が監査役に強い衝撃を与えたのは、真面目に監査役の職責を果たそうと努力した人が損害賠償責任を負わされたことにある
- ・有事の監査役の対応の評価は、個々の局面を切り離して見るのではなく、一連の流れの中でどう行動したかを総体的に評価すべきではないか

2. 善管注意義務違反に問われた二つの不作為は本当に監査役の法的責務なのか？

★有事での具体的な内部統制構築勧告義務

★有事での代表取締役の解職勧告

・根拠は会社法？ 個社の監査役監査規程？

・監査規程に規定したことを全てやらなければ任務懈怠に？(→監査規程には最低限しか書かない)

・個々の統制不備すべてに改善勧告し、代取任免に口出した場合、経営への過剰介入にならないか
(「必要があると認めたときは助言・勧告する」との監査規程の通り、監査役の判断が尊重されるべき)

3. 不祥事や企業倒産の危険がある有事では監査役は出来るだけ早く辞任すべきなのか？

- ・会社役員として、取締役と共に健全な企業発展に貢献するのが監査役の使命
- ・不祥事の兆候が表面化した時に是正のために最大限努力すべきではないか
- ・辞任が倒産の引き金になることが予想される場合にも早々と辞任すべきか(泥船から逃げ出す)
- ・「覚悟」を持って何とか企業の健全性を確保すべく最後まで奮闘すべきではないか

4. 判決理由に書かれた諸命題の射程範囲はどれだけか、妥当するのはどの範囲か？

- ・判決の論理が独り歩きして、どんどん一般化される危険性

【中村直人弁護士】

「ちなみに、従来、誰が社長になるかというのは極めて高度な経営判断であって、それについて義務違反が生じるなどということは考えられなかった。しかし、セイクレスト事件判決(大阪高裁 H27.5.21)は、不適切な代表取締役の解職を勧告しなかったことが監査役の義務違反だとされている。危機的状況では重い義務になるのである。」

以上